

# 進路便り

令和8年 1月20日  
北陽中学校 進路係  
第 35 号

## 公立高校の出願変更について

3学期が始まり、1週間が過ぎました。すでに受験が終わった人もいますが、ついに本格的な受験シーズンの始まりです。私立の一般入試まではあと3週間、公立入試まではあと6週間です。入試当日に自分の実力を発揮できるよう、生活リズムを整え、緊張感をもって毎日を過ごしてください。後悔することがないよう、気合いを入れて受験勉強に取り組んでください。また、早く受験を終えた人は、気を抜かずに、これから受験のある人のサポートをお願いします。

さて、本日は石狩管内公立高校の出願合同受付があります。22日(木)に締め切られ、公立高校の出願状況が26日(月)に教育委員会のホームページで発表されます。倍率がどうなるか気になっている人も多くいるとは思いますが、何度も進路相談を繰り返して決定した志望校です。数字に惑わされることなく、「絶対に合格するんだ」という強い気持ちで入試に臨めるよう努力を続けてください。

### ＜公立高校の出願変更について＞

『入学者選抜の手引き』には、「出願者は、当初出願した高等学校と同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一課程の学科に1回出願を変更することができる」とあります。つまり、当初出願した課程（全日制・定時制）と同じ課程の他の高校（学科）に1回出願変更をすることができるということです。詳しい内容については、『進路説明会』の冊子にあるとおりですが、出願変更の日程も含め、あらためてまとめておきます。なお、出願変更の手続は、進路説明会でもお伝えしましたが、保護者の方にご協力を願うことになります。

#### 【1】出願変更の日程について

1月26日(月) (午前10時)	⇒ 出願状況の発表
1月27日(火)～1月30日(金)	⇒ 出願変更校内手続き ※迷っている場合も準備の関係で申し出てください。
1月27日(火)～2月2日(月)	⇒ 初出願校での出願変更受付 ※保護者の方にご協力いただいております
1月29日(木) (午後4時30分)	⇒ 出願変更状況の中間発表 (各高校)
2月12日(木) (午前10時)	⇒ 出願変更状況の最終発表

①出願変更が認められているのは、一度だけです。出願変更後、再び出願先の学校を変更したり、元の学校に戻すことはできません。出願変更する場合は、よく考え、保護者ともしっかりと相談した上で行ってください。

②同一学校内の出願変更は、第1志望を変更する場合に限ります。  
(第1志望を変更することで、第2・第3志望も変更することができる)

③自己推薦で出願している場合、出願変更はできません。



#### 【2】出願変更の手続について

出願変更は、担任の先生に伝えるだけでよいわけではありません。連絡を受けた後、本人が記入する書類や学校で準備する書類があります。また、当初出願した高校へ連絡を入れる必要があります。そのため、以下の流れで校内手続を行いますので、間違いないようにしてください。なお、高校への手続は、すべて保護者の方にご協力いただいておりますのでご了承ください。

## ◇出願変更の流れと日程

- ①出願変更の可能性がある生徒は、**1月29日(木)の朝学活まで**に担任の先生に申し出る。
- ②出願変更することが確定(本人・保護者の意見の一致が必要、担任から電話連絡する場合があります)したら、進路係(南葉)から「出願変更願」等を受け取り、自宅で必要事項を記入する。
- ③翌日の朝学活で「出願変更願」等を提出する。提出を受けて進路係(南葉)が必要書類の準備と高校への連絡等を行います。
- ④保護者にご協力いただいて、「出願変更願」等を高校へ提出する。

申し出の締め切りは**1月29日(木)**です。提出書類の準備・作成、高校間の書類のやり取り(地方の場合は郵送)を考え、この日を申し出の締切日とします。迷っている人は、早めに担任に申し出てください。その後、家庭での相談等の結果、出願変更を取りやめても構いません。

また、道立→市立、市立→道立の出願変更は、新たに願書を準備する必要があります。

## ◇高校での手続きを行う日

- ①保護者が中学校に来校し、出願手続きに必要な書類を進路係(南葉)から受け取る。

※1月27日(火)～1月30日(金)の中で、保護者が中学校に来校できる日時を事前に担任にお知らせください。

- ②中学校から当初の出願高校に連絡を入れたあと、下記の手順で出願変更の手続きを行います。

③手続きが完了したら、書類を中学校に提出してください。

## 【3】出願変更の手順について

出願変更のケース	当初出願した高校で	変更先の高校で
当初出願高校内で学科のみ変更(第1志望の変更) 【例】 札幌工業・機械科→札幌工業・電気科	・「出願変更願」を提出し、「出願変更承認書」を受領 →「出願変更承認書」を中学校に提出	
道立高校から道立へ 市立高校から市立へ 【例】 英藍 → 石狩南 新川 → 平岸	・「出願変更願」を提出し、「出願変更承認書」を受領 →「出願変更承認書」を中学校に提出 ※郵送料を郵券で支払う 道→道490円、市→市530円	
市立高校から 道立高校へ 【例】 新川 → 北陵 ※願書を作り直すため、「北海道収入証紙」が必要	・市立のWEB出願サイトで出願取り下げ手続きを行う。 ・「出願変更願」を提出、納付書で決済を行った場合は「還付金振込口座申出書」を提出、WEB決済の場合は不要。「出願変更承認書」を受領 ※受検料を払い戻された場合は受け取る。郵送料を請求された場合は郵券で支払う(460円)	・「入学願書」「出願変更承認書」を提出、「入学願書受付票」を受領 →「入学願書受付票」を中学校に提出 ※入学願書は、道立のWeb出願サイトで新たに作成する ※出願変更先で「出願変更承認書」を返却された場合は、中学校に提出
道立高校から 市立高校へ 【例】 北陵 → 新川 ※願書を書き直すため、検定料の振り込みが必要	・「出願変更願」、「検定料の還付について」を提出し、「出願変更承認書」を受領 ※郵送料を請求される場合は郵券で支払う(460円)	・「入学願書」、「出願変更承認書」を提出、「入学願書受付票」を受領 →「入学願書受付票」を中学校に提出 ※入学願書は、市立のWeb出願サイトで新たに作成する ※出願変更先で「出願変更承認書」を返却された場合は、中学校に提出